

社会福祉法人 本巣市社会福祉協議会障害福祉サービス事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 本巣市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が設置する本巣市ヘルパーステーションもとす（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）、重度訪問介護（以下「指定重度訪問介護」という。）及び行動援護（以下「指定行動援護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護及び指定行動援護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活または、社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護並びにその他の生活全般にわたる援助を行う。

2 指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者及び障害児の意思及び人格を尊重し、常に利用者及び障害児の立場に立ってサービスの提供を行う。

3 指定居宅介護等実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定居宅介護等を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 本巣市ヘルパーステーションもとす
- (2) 所在地 岐阜県本巣市曾井中島1170番地6

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤1名（サービス提供責任者兼務）

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 常勤1名以上

サービス提供責任者は、次の業務を行う。

(ア) 利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等（以下、提供するサービスが指定居宅介護のあたっては「居宅介護計画」、指定重度訪問介護にあたっては「重度訪問介護計画」、指定行動援護にあたっては「行動援護計画」という。）を記載した書面（以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画書」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画書」、指定行動援護にあつては「行動援護計画書」という。）を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画書、重度訪問介護計画書又は行動援護計画書を交付する。

(イ) 居宅介護計画、重度訪問介護計画又は行動援護計画（以下「居宅介護計画等」という。）作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行う。

(ウ) 事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 従業者 2. 5名以上

従業者は、2級以上課程修了者が必要な業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、12月29日から1月3日までは除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) サービス提供日 月曜日から土曜日とする。ただし、12月29日から1月3日までは除く。

(4) サービス提供時間 午前8時00分から午後6時00分まで。

(事業の種類及び主たる対象者)

第6条 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護 ①身体障害者 ②知的障害者 ③障害児 ④精神障害者

(2) 重度訪問介護 ①身体障害者 ②障害児

(3) 行動援護 ①知的障害者 ②障害児 ③精神障害者

(事業の内容)

第7条 事業所で行う指定居宅介護等の内容は次のとおりとする。

(1) 居宅介護等計画等の作成

(2) 身体介護に関する内容

ア 食事の介護

イ 排泄の介護

ウ 衣類着脱の介護

エ 入浴の介護

オ 身体清拭、洗髪

カ 通院介助

キ その他必要な身体介助

(3) 家事援助に関する内容

ア 調理

イ 衣類の洗濯、補修

ウ 住居等の掃除、整理整頓

エ 生活必需品の買い物

オ 関係機関との連絡

カ その他必要な家事

(4) 重度訪問介護に関する内容

入浴、排泄、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助

(5) 行動援護に関する内容

① 予防的対応

ア 初めての場所で何が起こるか分からない等のため、不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動がでないよう、あらかじめ目的地、道順、目的地などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動がとれるように理解させること

イ 視覚、聴覚等に与える影響が問題行動の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに問題行動が起こるかを熟知した上での予防的対応等をおこなうことなど

② 制御的対応

ア 何らかの原因で本人が問題行動を起こしてしまった時に本人や周囲の人の安全を確保しつつ問題行動を適切におさめること

イ 危険であることを認識できないために車道に突然飛び出してしまうといった不適切な行動、自傷行為を適切におさめること

ウ 本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特定のもの（例えば自動車、看板、異性等）に強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対

応

③身体介護的対応

ア 便意の認識が出来ない者の介助や排便後の後始末等の対応

イ 外出中に食事をとる場合の食事介助

ウ 外出前後に行われる衣服の着脱介助など

(6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から (5) に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

(利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等)

第8条 指定居宅介護を提供した際には、利用者及び障害児の保護者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、利用者及び障害児の保護者から当該指定居宅介護等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅介護等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定居宅介護等に要した額）の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者及び障害児の保護者に対して交付するものとする。

3 第10条に定める通常の事業の実施区域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者及び障害児の保護者から徴収するものとする。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者及び障害児の保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者及び障害児の保護者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者及び障害児の保護者に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第9条 事業所は、利用者及び障害児の保護者の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき障害者総合支援法第29条第3項第2号に掲げる額の合計を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第43条の6第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市

町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(事業の実施区域)

第10条 事業の実施区域は、本巢市内とする。

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

第11条 居宅介護等従業者は、事業実施中に利用者の体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(苦情解決)

第12条 提供したサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 苦情解決体制の整備
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (3) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第15条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族の生命又は身

体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業員に対する身体的拘束等の適正化のための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第16条 管理者は、従業員の資質向上をはかるため研修の機会を確保するものとする。

2 事業の会計は、毎年4月1日から翌年3月31日を会計年度とする。

3 障害福祉サービス事業に従事する者は、事業遂行にあたって利用者にかなる強要をしてはならない。また、利用者からの金品の收受をしてはならない。

4 従業員は、その勤務中常に身分を証明する証票を携帯し、初回訪問時及び利用者から求められたときは、これを提示するものとする。

5 事業所は、利用者等に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、指定居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成20年 9月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成21年 4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成26年 4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成27年 4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成29年 4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成30年 4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成31年 4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和2年 4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、2024年4月1日から施行する。